

新型コロナウイルス感染症での 給付金請求について

2022年9月26日から2023年5月7日までに陽性診断された場合、
以下の①～④の条件のいずれかに該当する重症化リスクの高い方が、
給付金のお支払対象となります

①

65歳以上の方

②

入院を要する方

③

新型コロナ治療薬の投与
または
新型コロナ罹患により
酸素投与が必要な方

④

妊娠されている方

ご請求に必要な書類 ※いずれも陽性診断日・氏名の記載された書類であることが必要

◆ My HER-SYS療養証明をお持ちの場合

My HER-SYS療養証明のみ

◆ My HER-SYS療養証明をお持ちでない場合

新型コロナウイルス感染症の陽性が確認できる以下の書類の内、いずれか

- ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果（SMS・LINEなど）
- ・保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し
- ・保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点などが記載）
- ・PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）など

※64歳以下の方で②～④の条件に該当する方は、以下の書類のいずれかを追加で
ご提出ください

入院を要する方	入院期間の確認が可能な入院領収書、診療明細書、退院証明書など
新型コロナ治療薬の 投与が必要な方	投薬の場合：新型コロナ治療薬が確認できる調剤明細書・服用薬剤説明書など 点滴の場合：新型コロナ治療薬が確認できる診療明細書など
新型コロナ罹患により 酸素投与が必要な方	「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定がある診療明細書など
妊娠されている方	療養期間中の妊娠が確認できる母子手帳のコピー

※11日以上のご請求の場合は、療養期間が確認できる書類もご提出ください

- 厚生労働省により、「2023年5月7日までに陽性診断されたケースのMy HER-SYSの療養証明書機能の利用等は2023年9月末まで可能である」と示されておりますため、My HER-SYSの療養証明をご利用される場合はご注意ください
- 陽性診断日が2022年9月25日以前の場合は、①～④の条件に該当しない場合も給付金のお支払い対象となります（ご請求が2022年9月26日以降の場合もお支払い対象となります）
なお、給付金請求は、診断日等から3年以内であればお手続きが可能です

書類の請求の場合の郵送にかかる日数が短縮され、給付金のお受け取りが書類での請求より2～3日速い！

給付金らくらく請求（オンライン）
でのお手続きがおすすめです

給付金らくらく請求はこちらからアクセス

